		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																													
		1．就学援助制度の周知方法																													
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）						(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）								(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1)のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受付け	イ．随時申請を受付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3)のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）(5)のキの内容	ア．目につきやすいウェブサイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給付額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
20	20	20	13	8	7	17	6	13	3	2	2	2	0	0	19	1	0	0	6	14	4	0	0	0	0	0	8	0	5	12	1	3
佐賀県	佐賀市	○	○	○		○		○							○						○						○		○	○	○	
佐賀県	唐津市	○	○	○	○	○	○	○							○				○											○		
佐賀県	鳥栖市	○			○	○		○							○				○	○	○								○	○		
佐賀県	多久市	○	○			○		○	○						○					○							○					
佐賀県	伊万里市	○		○	○	○	○									○			○								○					
佐賀県	武雄市	○	○		○	○	○	○							○						○											
佐賀県	鹿島市	○	○			○		○			○	各地区の民生委員協議会で制度説明			○					○							○					
佐賀県	小城市	○				○		○							○				○								○			○		
佐賀県	嬉野市	○				○									○				○													
佐賀県	神埼市	○	○	○	○	○	○	○		○					○				○	○	○						○		○	○		
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○			○		○							○					○										○		○
佐賀県	基山町	○	○	○		○									○					○									○			
佐賀県	上峰町	○	○			○	○	○							○					○							○			○		○
佐賀県	みやき町	○	○	○	○	○	○	○							○					○												○
佐賀県	玄海町	○				○									○					○										○		
佐賀県	有田町	○	○		○			○	○	○					○					○										○		
佐賀県	大町町	○		○											○					○							○					
佐賀県	江北町	○	○	○		○		○							○					○									○	○		
佐賀県	白石町	○							○		○	新小学1年へは就学時健康診断の際に教育委員会から就学援助制度の書類を配布。 新中学1年に対しては、小学6年時の11月頃に小学校を通じて配布。			○					○										○		
佐賀県	太良町	○	○			○									○					○										○		

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
都道府県	市町村名	<小学校> (1) 実施・検討状況について						<小学校> (2)(1)のカの内容	<小学校> (3)(1)でア と回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> (5)(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるものを全て○）												<小学校> (6)(5)のコの内容	<小学校> (7) (4)でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③(7)の場合）支給時期	<小学校> (8)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものを全て○）						<小学校> (9)(8)のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を(2)に記入してください。）		ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他（内容を(7)に記入してください。）		ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給額は変わるに転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を(9)に記入してください。）	
20	20	17	1	2	0	0	0	0	17	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	13	2	11	9	5	5	11	3	1	0	1	3	3	0	0	0	2	0	0	0
佐賀県	佐賀市	○							○											○		○	○	○		○					○	域内の幼稚園や保育所で案内の掲示を依頼								
佐賀県	唐津市	○							○											○		○	○	○	○	○													
佐賀県	鳥栖市	○							○											○		○			○	○													
佐賀県	多久市	○							○												○		○			○													
佐賀県	伊万里市	○							○											○		○		○	○	○	○	○											
佐賀県	武雄市	○							○											○		○				○													
佐賀県	鹿島市	○							○											○			○				○				○	市外保育所等に通っている児童や在宅児童に対しては居住地に郵送で案内を送付								
佐賀県	小城市	○							○											○		○				○													
佐賀県	嬉野市	○							○												○					○													
佐賀県	神埼市	○							○											○			○				○			○									
佐賀県	吉野ヶ里町	○							○										○			○	○			○													
佐賀県	基山町	○							○											○		○	○	○		○													
佐賀県	上峰町		○									○																											
佐賀県	みやき町	○							○										○			○	○		○													
佐賀県	玄海町			○																															○			
佐賀県	有田町	○							○											○					○													
佐賀県	大町町	○							○											○		○		○														
佐賀県	江北町	○							○											○		○	○			○													
佐賀県	白石町	○							○											○											○	町で行っている就学児健康診断の際に保護者へ配布している。								
佐賀県	太良町			○																															○			

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）						＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
								＜中学校＞ （2）（1）のカの内容																				（1） 当てはまるもの1つに○をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）		ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月以降（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へ、場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給を実施している）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
20	20	17	1	2	0	0	0	0	17	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	13	2	0	0	2	0	0	0	7	2	7	0	0	2	2	2
佐賀県	佐賀市	○							○											○									○						
佐賀県	唐津市	○							○											○														○	家計急変世帯の認定については整備しておらず、現在検討もしていない。
佐賀県	鳥栖市	○							○											○									○						
佐賀県	多久市	○							○												○									○					
佐賀県	伊万里市	○							○											○										○					
佐賀県	武雄市	○							○											○										○					
佐賀県	鹿島市	○							○											○								○							
佐賀県	小城市	○							○											○								○							
佐賀県	嬉野市	○							○												○							○							
佐賀県	神埼市	○							○											○								○							
佐賀県	吉野ヶ里町	○							○										○									○							
佐賀県	基山町	○							○											○										○					
佐賀県	上峰町		○									○																		○					
佐賀県	みやき町	○							○										○															○	相談があった場合は個別に対応することが想定されるが、現時点で相談はあっていない。
佐賀県	玄海町			○																				○								○			
佐賀県	有田町	○							○											○										○					
佐賀県	大町町	○							○											○													○		
佐賀県	江北町	○							○											○								○							
佐賀県	白石町	○							○											○								○							
佐賀県	太良町			○																				○						○					

		4. 就学援助制度の模倒規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および自安額を(5)に記入してください。）	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。 ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば受保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。 ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所帯層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。 年	月	
20	20	12	15	9	8	9	13	6	4	6	7	4	3	7	2	9	4	4	0	5	17	0	5	2	6	7	2	2	2	1	1	7	7	
佐賀県	佐賀市	○	○														○			○	1.2		保護者の失業、災害等により就学援助を支給する必要があると認められた場合		○			○						20%未満
佐賀県	唐津市	○	○				○											○			1.3													20%未満
佐賀県	鳥栖市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○																			15%未満
佐賀県	多久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													10%未満
佐賀県	伊万里市															○					1.3					○						平成24	12	15%未満
佐賀県	武雄市	○	○	○	○	○	○			○	○			○				○			1.3													15%未満
佐賀県	鹿島市																○				1.3					○						平成24	4	5%未満
佐賀県	小城市		○				○													○			上記イ及びカを満たさない世帯において、教育委員会の会議内で該当世帯の状況を協議し、準要保護として認定するか否かを個別に協議。												15%未満
佐賀県	嬉野市	○	○				○					○		○		○					1.3			1.0倍以上1.3倍未満の場合は協議を行っている。	○		○			○（公表値算定の際はア）	認定の基準となる数値の引き上げを検討している。			5%未満
佐賀県	神埼市	○	○				○										○			○	1.3		教育委員会で認められた者			○						平成30	10	10%未満
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○					1					○						平成24	12	15%未満
佐賀県	基山町	○	○	○	○	○	○									○					1.3					○						平成31	4	10%未満
佐賀県	上峰町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1.3					○						平成25	4	10%未満
佐賀県	みやき町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3					○						平成26	4	10%未満
佐賀県	玄海町		○	○	○	○	○	○									○				1.3				○				○					15%未満
佐賀県	有田町															○					1.3				○		○							10%未満
佐賀県	大町町															○					1.3				○				○					10%未満
佐賀県	江北町		○													○					1.3				○			○						15%未満
佐賀県	白石町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○				○		○	1.3		保護者の死亡、災害、その他援助の必要がある場合											5%未満
佐賀県	太良町																			○			収入額から生活保護基準額及び学用品費等必要額などの町独自加算額を引いた金額を算出し、 家庭の状況等を考慮した上で認定している。	定例教育委員会の中で認定を行う。											5%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
20	20	20	0	0	3	3	3	17	17	0	1	20	0	0	2	2	2	18	18	0	1	3	2	2	1	1	1	0	0	0	0	20	9	9	10	10	10	1	1	0	0	7
佐賀県	佐賀市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	15,321					通学用品費は、1年生を除く。 小学校の旅行費の支給平均額は、令和4年度予算に計上した単価を使用
佐賀県	唐津市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	15,146					
佐賀県	鳥栖市	○						○	11,420			○						○	51,060			○			○	38,200	0					○	○	16,934								通学用品費は1年生は支給なし 通学費・オンライン学習通信費はR3年度支給なし
佐賀県	多久市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	16,149								
佐賀県	伊万里市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	8,873								○			○	21,890	18,161					通学用品費は2～6年生が対象。 給食費は実費の8割を支給しており、最大で年間4,100円×0.8×11月＝36,080円となる。（1人あたり）。 ただし、欠食が続くものは日割り計算をして支給している。
佐賀県	武雄市	○						○	13,650			○						○	40,600			○	○	0								○			○	21,490	15,321					
佐賀県	鹿島市	○						○	13,900			○						○	51,060													○	○	16,283								
佐賀県	小城市	○						○	14,300			○						○	40,600													○			○	20,600	12,713					
佐賀県	嬉野市	○			○	11,630	11,145					○						○	51,060													○	○	15,366								
佐賀県	神埼市	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	51,060	15,426					
佐賀県	吉野ヶ里町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	15,407								通学用品費は1年生を除く。修学旅行費は3年生のみ。 校外活動(宿泊を伴うもの)は実施したが、支給対象額なしのため。
佐賀県	基山町	○						○	1年 11630 円、2～6 年13900 円			○						○	51,060													○	○	16,840								
佐賀県	上峰町	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690		
佐賀県	みやき町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,690								支給平均額は学校ごとにばらつきがあるため、令和4年度予算計上額を記載しています。 学校給食費は1年生46,500円、2～6年生は47,700円です。
佐賀県	玄海町	○						○	15,500			○						○	51,060													○			○	22,690	10,099					
佐賀県	有田町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	51,060	14,245					
佐賀県	大町町	○			○	11,630	11,630					○			○	0	0				実績なし											○			○	16,000	16,000					
佐賀県	江北町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	15,322					町内在住者に学校給食費を町で助成しているため実績がない
佐賀県	白石町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	14,111								R3年度校外活動費(宿泊を伴うもの)については実績なし。
佐賀県	太良町	○			○	13,900	13,900				1年生は11,630円	○			○	51,060	51,060															○	○	15,064								

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |